

# 公立大学法人富山県立大学理事会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 15 条に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 理事会は、定款第 16 条の規定により理事長が招集する。

2 理事会に付議する事項は、招集の際に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第 3 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 理事会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第 4 条 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 定款第 17 条第 5 項の規定により理事会に出席した監事は、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第 5 条 理事会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第 6 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第 7 条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、理事会の議決により公開することができる。

(庶務)

第 8 条 理事会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。